

企画振興課からのお知らせ

県外からの移住者を対象にした 「空き家住宅改修支援補助金制度」 を創設しました！

◆補助対象者◆

- ①平成28年4月1日以降に、**県外**から鬼北町に移住した者で、5年以上居住する意思を有すること。
- ②働き手世帯※1または子育て世帯※2に該当すること。
- ③本人および同一世帯に属する者が、前住所地を含め市町村税(市町村民税および固定資産税)を滞納していないこと。
- ④過去にこの補助金を受けたことがないこと。
※1 子育て世帯：中学生以下の子または孫がいる世帯
※2 働き手世帯：構成員のうち少なくとも1人が50歳未満である世帯

◆補助対象住宅◆

補助金の対象となる住宅は、移住者が居住を目的として購入し、または賃借した一戸建て住宅で、次のいずれにも該当すること。

- ①愛媛県または鬼北町空き家バンクに登録されている住宅であること。
- ②申請者が補助対象住宅について、補助事業を行うことができる権限を有していること。
- ③過去に補助対象住宅とされていないこと。

◆補助率◆

- ①住宅改修(外構工事等含む)
補助対象経費の2/3または200万円(子育て世帯にあたっては400万円)の、いずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
- ②家財道具の搬出等
補助対象経費の2/3または20万円の、いずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
※改修後の補助金申請は受付できません。
必ず事前に申請を行ってください。

問 役場 企画振興課 総合企画係 内線2211

鬼北町ふるさと納税を拡充します！

ふるさと納税とは？

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという方々(納税者)の思いを活かすことができるよう、都道府県・市町村に対する寄附金税制です。

当町でも、鬼北町を応援したいという方々からの思いを活かすことができるように、寄附金の使い道の拡充をします。

また、謝礼品についても、寄付者の方々に「ふるさと」の魅力を発信し、再確認していただけるように、鬼北町の特産品を中心に、充実させます。

◆◆◆◆◆ 選べる使い道 ◆◆◆◆◆

鬼北町は、ふるさと納税制度を活用し、地域づくりへの応援をお願いしています。

納めていただいた寄附金は、現在、鬼北町が取り組んでいるさまざまな事業を推進するために、活用します。

①「安心温度」の高い暮らしをみんなで支えよう
～快適で安全・安心・安息な福祉のまちづくり事業～

②時代に挑戦し、活力ある地域産業を創ろう
～産業活性化～

③美しい自然を子どもたちに伝えよう
～自然環境と共生するまちづくり事業～

④自然に優しい、快適で安全な暮らしを守ろう
～住環境整備事業～

⑤一人ひとりが個性と能力を発揮しよう
～教育・文化・スポーツ等振興事業～

⑥鬼のまちづくり

⑦町長におまかせ

問 役場 企画振興課 総合企画係 内線2212